

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西予市長

市町村名 (市町村コード)	西予市 (38214)
地域名 (地域内農業集落名)	三瓶地区 朝立揚・朝立浜・津布理・垣生・周木・長早・二及・和泉・鳴山・安土・有太刀・蔵貫浦・蔵貫・皆江・下泊
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

昭和30年、三瓶町・二木生村・三島村と双岩村の一部が合併して現町制となって誕生した三瓶地区は、県の西部、西宇和郡の南部に位置し、東は宇和地区、南は明浜地区、北は八幡浜市に面し、西にはリアス式海岸の三瓶湾が開け、背後には300mから500mの急峻な山々が連っている。

そのため、当地区の集落は、平地に乏しい湾岸に立地し、当地域の基幹産業である柑橘栽培は、生産条件が不利な急傾斜の樹園地で下記の課題を抱え行っている。

#### 【課題】

- ・高齢化が進む中で農業後継者未定の方も多く担い手の減少が懸念され、所有農地の維持管理も困難となってきた。
- ・鳥獣による被害が増加している。
- ・農家数の減少に伴い施設維持等の負担が増加している。

畜産業においては、昭和36年に農林省のモデル地区に指定された養豚団地の完成により、県内最大規模である。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・温暖な気候を利用した柑橘経営(温州みかんの他、清見、デコポン等の中晩柑類)を主体とした多品目経営を行い、労働配分を考慮しながらスプリンクラー防除システム等を有効に活用する。
- ・新たな担い手確保対策としては、移住就農者確保への取り組みを進めるとともに、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れるとともに担い手への優良園地の集積・集約化を図っていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	379 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	379 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- 農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。(人・農地プランで設定している区域を継承)  
 区域内の農用地等面積については、日本型直接支払交付金(中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金)を受けている組織が管理している農地を積み上げ地図化した。  
 保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

「三瓶地区地域計画検討委員会」、「農地流動化委員会」及び農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心下記の各地区での具体方針に沿って、面積の拡大を進めるとともに、耕作困難農地の受け手や、担い手への農地集積を進める。

なお、三瓶地区では、1区域のみの設定であるが、農用地の集積、集約化に当たっては、中山間集落協定単位(全15単位)内の担い手で行う。

しかし、受け手が確保できない場合には、集落営農組織への集約等、協定単位を越えての集約も積極的に推進するとともに、今後の中山間集落協定の統合次第では、地域づくり活動センター(計5単位)単位での計画区域の設定変更も検討していく。

##### (各地区的具体方針)

周木地区：実家が専業農家で後継者にあたる人に、手厚い助成を行政に希望し、後継者育成に努める。

二及地区：条件の悪い園地から条件のいい園地に移動して集約し、行政と連携しながら、作業の効率があがる園地整備を進めていく。

長早地区：地区内で個別に依頼して農地の管理・集約をお願いする。現状維持で農地管理は継続して行う。

和泉地区：耕作放棄した園地の有効利用として、行政との連携をはかりながら、園内道路やモノラックの設置された園地整備を希望したい。地区外部からの耕作者も積極的に検討する。

鳴山地区：耕作者は市外の人が多く、その人達も含めて、個別に依頼して農地の管理・集約をお願いする。

安土地区：条件の悪い園地から条件のいい園地に移動して集約し、行政と連携しながら、作業の効率があがる園地整備を進めていく。

蔵貫地区：令和3年9月に法人化された集落営農組織が農作業を受託することによって、農地の維持を図り、将来的な管理・集約に繋げていく。

皆江地区：外国人研修生が地区に入っており、今後の受け入れ態勢を充実させ農地集約に繋げていく。

下泊地区：現状維持で精一杯。後継者の予定もなく今後の目途はたっていない。後継者ができた際に耕作出来るように農地管理は継続して行う。

※全ての地区において、中心経営体である認定農業者が中心となって担い、新規就農者の受け入れを促進していくことで対応していく。また、農業委員等と連携し、農地・農業者の動きについて情報収集を積極的に行いながら対応していく。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

「三瓶地区地域計画検討委員会」、「農地流動化委員会」を中心に耕作困難農地の出し手の情報や、担い手の経営意向を把握し、段階的に集約化を進める。耕作放棄地の防止及び担い手への農地集積や分散錯闊の解消等について合意が得られる農地について農地中間管理機構を活用する。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえつつ、生産効率の向上を図るための用水、農道等の基盤整備に取り組む。

具体的には、日本型直接支払制度を最大限活用した農業基盤の維持管理や、担い手の負担の軽減を図る。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市や県(西予農業指導班)、地元関係団体等と連携して地域の担い手となるよう育成していくとともに、新規就農者が農業をしやすい地域であることをアピールし呼び込む。また、当該地区での農業希望者があった場合は、積極的に支援・育成を行う。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業協同組合等と連携して、活用できる支援制度等について検討を行うとともに、作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカ等の被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を図る。
- ⑤「周年マルチ点滴灌水同時施肥法(マルドリ方式)」の導入等、省力と高品質果実生産に向けて取り組む。
- ⑦「三瓶地区地域計画検討委員会」、「農地流動化委員会」が中心となり、保全・管理等に取り組むとともに、地区内の農道・水路等の施設については、地区住民の話し合いにより相互に連携協力し、適切に維持管理していく。